

A 2. 0 8

国際登録出願に係る商標の記述及び色彩に係る主張についての取扱い（商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明について）

1. 動き商標、ホログラム商標、立体商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標を基礎登録又は基礎出願として国際登録出願を行う場合は、原則として、商標の詳細な説明（立体商標及び音商標については記載がある場合のみ）と同一の内容が国際登録出願の願書（MM2）第9欄(e)(i)「Description of the mark contained in the basic application or basic registration, where applicable」（基礎出願又は基礎登録の標章の記述）（以下「標章の記述欄」という。）に記載されていなければならない。

ただし、色彩のみからなる商標について、商標登録の査定がなされた商標を基礎とする国際登録出願については、その基礎出願又は基礎登録は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則第9規則(5)(d)(V)に言及された「標章の識別性ある特徴として色彩が主張されているとき」に該当することから、原則として、国際登録出願の願書（MM2）第8欄の「COLOR(S)CLAIMED（色彩に係る主張）」（以下「色彩に係る主張欄」という。）に記載されていなければならない。なお、出願人が望む場合には、色彩に係る主張欄に記載した上で、標章の記述欄に記載することはできる。

2. 基礎登録又は基礎出願における次のような事項は、標章の記述欄に記載することはできない。
- ・商第3条第2項の規定が適用されていること
 - ・商標採択の趣旨についての説明
 - ・分割又は変更出願に係る商標であること
 - ・早期審査案件とされた出願又はその申請のある出願に係る商標であること
3. 標章の記述欄及び色彩に係る主張欄の記載は、本国官庁が基礎登録又は基礎出願における記載との同一の内容となっていることについての証明をしなければならないため、本国官庁はその同一性を確認し、同一とは認められないときは、出願人に対し訂正した願書に差し替えることを促すこととする。